

## LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版 申込約款

### 第1条 (目的及びサービスの提供形態)

1. この LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版申込規約（以下「本規約」といいます。）は、利用者（以下「利用者」といいます。）が、スターティア株式会社（以下「当社」といいます。）を通じてエムオーテックス株式会社（以下「メーカー」といいます。）によって提供される「LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版」（以下「本サービス」といいます。）を利用する際の契約条件を定めるものです。
2. 当社はメーカーから本サービスの提供を直接受けることができる権利を利用者に販売し、利用者は当該権利を当社から購入します。
3. 本サービスは、メーカーから利用者に対して直接提供されます。
4. 利用者は、メーカーが別途定める「LANSCOPE エンドポイントマネージャー クラウド版利用規約」（URL:[https://d7umqicpi7263.cloudfront.net/eula/-8PrvMT4sLwHAJSVUrxXQ\\_o-MlweDPRTekX8XiJQKfo](https://d7umqicpi7263.cloudfront.net/eula/-8PrvMT4sLwHAJSVUrxXQ_o-MlweDPRTekX8XiJQKfo)）及び「セキュリティホワイトペーパー」（URL:<https://tryweb2.motex.co.jp/public/terms/cloud/security-wp.html>）（以下あわせて「メーカー規約等」といいます。）に同意の上で、これらに従って本サービスを利用します。

### 第2条 (本契約の申込及び成立)

1. 利用者は、当社所定の申込用紙に必要事項を記入して記名捺印の上で提出する方法、又は当社が指定する WEB サイトの申込画面に必要事項を記入して申し込む方法等により、本サービスの利用契約（以下「本契約」といいます。）を申し込みます。
2. 当社は、受注審査の結果、利用者からの本契約のお申し込みをお受けできないことがあります。当社が利用者からの申込を承諾したことをもって、本契約の成立とします。

### 第3条 (ライセンス管理)

利用者は、申し込みを行ったライセンス数の範囲内で本サービスを利用することができます。

### 第4条 (利用料金及び違約金等)

1. 利用者は、本サービスの利用料金として当社が指定する方法で初期費用及び月額費用等を当社に支払います。
2. 本契約ライセンス数を上回る利用が判明した場合、利用者はメーカー規約等の定めに従い、利用開始月に遡り当該超過分にかかる所定の費用（利用料金の4倍相当額の違約金を含みます。）を負担し、当社の請求に基づきこれを支払います。
3. 利用者が、自己の都合により本契約を満了日の前に中途解約をするときは、解約金として解約日から本契約の満了日に至るまでの残存期間分の月額費用（月額オプション費用があるときはこれを含みます。）の合計を当社に支払います。利用者が本契約に違反して当社から本契約を解除された場合も同様とします。

### 第5条 (規約の変更)

1. 当社は、当社のホームページに1カ月以上前に告知することで、本サービスの料金の改定及び本規約を変更することができます。ただし、変更内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更又は利用者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本規約を変更することができます。

2. 利用者が本規約の変更に同意しない場合は、本サービスを使用することができません。利用者が、本規約の変更又は本サービスの料金の改定に同意しないときは、第1項に定める告知期間内に当社に通知することで、本契約を解除することができます。本項に基づく解除の効果は、将来に向かってのみ生じ、過去に遡及しません。

#### 第6条 （中途解約）

1. 利用者が、本契約の解約を希望する場合、当社所定の WEB サイトから解約の申込みを行います。利用者と当社は、協議の上、本契約の解約日を決定します。
2. 利用者が、自己の都合により本契約を満了日の前に中途解約をするときは、第4条（利用料金及び違約金等）第3項の規定に基づく解約金を当社に支払います。利用者が本契約に違反して当社から本契約を解除された場合も同様とします。

#### 第7条 （本契約終了時におけるデータの消去）

1. 利用者は、本契約の終了後直ちに、当社又はメーカーが管理するサーバー若しくはクラウド環境に保存されたデータへのアクセス及びその利用ができなくなることをあらかじめ承諾します。本契約が終了した場合、本サービスのシステム仕様上、本サービス上に登録・保管されていたデータ（インベントリ情報、位置情報、操作ログ情報等の一切を含みます。）は利用者による本サービスの利用終了日の翌日から90日経過後に順次消去されます。ただし、本サービス派生データ（アプリケーションログ、アクセスログ、バックアップデータ）についてはこの限りではなく、本サービスの仕様により順次削除されます。
2. 利用者は、本契約の終了に伴い消去されたデータの復旧及び復元が行えないことをあらかじめ承諾します。当社及びメーカーは、本契約の終了に伴うデータの消去に関する責任を一切負いません。

#### 第8条 （損害賠償）

1. 本サービスのシステム不具合、障害、提供の中断・停止、データの消失、又は第三者による不正利用等に関する当社の損害賠償責任は、メーカー規約等においてメーカーが負う損害賠償責任の範囲とします。
2. 当社及び利用者が相手方に対して負う損害賠償額は、故意又は過失により直接かつ現実に生じた通常の損害に限られます。当社及び利用者は、逸失利益、間接損害及び特別の事情により発生した損害を相手方に賠償する義務を負いません。
3. 当社及び利用者が相手方に対して負う損害賠償額の上限は、故意又は重大な過失による場合を除き、直近12カ月間に利用者から当社に支払われた本サービス利用料金の平均月額料金の1カ月分を上限とします。
4. 前各項の規定にかかわらず、利用者が本契約に違反したことにより、当社がメーカーから損害賠償の請求を受けたときは、利用者はその損害を賠償します。

#### 第9条 （免責）

1. 本サービスの利用又は提供に関して当社が負う責任は、理由のいかんを問わず前条に定める内容が全てです。当社は、以下の事由により利用者が発生した損害については、債務不履行、不法行為その他請求原因のいかんを問わず一切の責任を負いません。

（1）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

（2）利用者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害

（3）本サービスの不具合その他の瑕疵

(4) 本サービスの利用により生じたハードウェア機器若しくはデータ等の支障

(5) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

(6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信経路上での傍受

(7) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(8) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、以下の各号に定める損害について何らの責任も負担しません。

(1) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

(2) 当社が定める手順等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害

(3) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らない OS、データベース又はハードウェア等に起因して発生した損害

(4) プラットフォームサービス提供事業者の責に起因して発生した損害

(5) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(6) 上記の他本サービスの利用に関して利用者又は利用者の顧客に生じた損害

3. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた著作権その他知的財産権上の紛争について何らの責任も負いません。

4. 当社は、本サービスを利用して取得される情報、本サービスの利用及び利用結果について、その完全性、正確性、有用性、可用性その他名目のいかなを問わず何らの保証も行いません。

5. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより利用者設備に保存されたデータを初期化した場合、初期化により消滅又は喪失したデータについて、データの復元、復旧その他の対応に関して、何らの義務又は責任も負いません。

#### 第 10 条（データのバックアップ）

利用者は、自己の責任において本サービスに登録又は保存したデータのバックアップを行うものとします。

当社及びメーカーは、当該データの消失・毀損について、一切責任を負いません。

#### 第 11 条（禁止事項）

1. 利用者は、本サービスの利用に関して、次の各号のいずれかに該当し、又は該当しうる行為（そのおそれのある行為を含みます。）を行ってはならない。

(1) 当社若しくは利用者以外の第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為

(2) 本規約に違反して、利用者以外の第三者に本サービスを利用させる行為

(3) 利用者以外の第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(4) 利用者以外の第三者の設備、本サービス用設備又は電気通信事業者より借り受ける電気通信回線の利用若しくは運営に支障を与える行為

(5) 営業的な利用行為（当社の事前の承諾がある場合を除く、本サービスを手段として利用し、直接的又は間接的に金銭その他の利益を得るための行為をいいます。）

(6) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の手段により、本サービスに関するソフトウェアプログラムのソースコードを解析、分析又は取得する行為

(7) 脆弱性診断目的を含め、Web ブラウザでの通常の使用範囲を超える特殊なアクセス行為や大量のリクエストを発行しシステムに負荷をかける行為

(8) 当社が明示的に許諾する場合を除く、本サービスの全部又は一部を複製、改変する行為

(9) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを貼る行為

2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、利用者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものである場合、事前に利用者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができます。利用者は、当社が本サービスの提供を停止した場合においても、料金等の支払を免れないものとします。なお、当社は、利用者の行為並びに利用者が提供又は伝送する（利用者の利用とみなされる場合も含みます。）情報を監視する義務を負いません。

4. 当社は、本サービスの提供に従事する当社の役員及び従業員等に対する利用者又は利用者に所属する役員及び従業員等からのクレーム・言動について、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らし、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであり、当該手段・態様によって当社の就業環境が害されるものであると判断した場合、利用者に対する事前通知を要せず、本サービスの全部又は一部の提供を停止若しくは終了し、又は利用契約を解除できます。なお、利用者は、本項に基づく当社の行為に関して、当社の債務不履行責任、不法行為責任その他の法的責任を追及せず、本サービスにかかる支払い済みの料金等の返還を請求することができません。

## 第 12 条（秘密保持）

1. 利用者及び当社は、本サービスの利用又は遂行のため、相手方より開示を受けた技術上又は営業上その他合理的に秘密として取り扱う必要があると判断される情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないよう管理し、必要な措置を講じるとともに、本サービスの利用又は提供以外の目的に利用しないものとします。ただし、開示を受けた情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報とはみなさないものとします。

(1) 既に公知となっている情報

(2) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から入手した情報

(3) 開示された情報によることなく独自に開発したことを証明できる情報

(4) 自らの責によることなく公知となった情報

(5) 開示を受ける以前に既に知得していた情報

2. 前項の定めにかかわらず、法令の要請により開示する義務を負う場合、利用者又は当社は、当該要請に応じ秘密情報を開示できるものとします。ただし、やむを得ない場合を除き、当該要請受領後速やかに相手方に通知し、相手方が当該要請に対応するための機会を設けます。

3. 本条の規定は、利用者による本サービスの利用終了後も、3 年間有効に存続します。

## 第 13 条（情報の取り扱い）

1. 当社は、本規約の履行に際し利用者より提供を受け又は取得する個人情報（個人情報の保護に関する法

律（以下「個人情報保護法」といいます。）に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を、本サービスの利用又は提供の目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しません。また、当社は、個人情報に関して、個人情報保護法を遵守します。

2. 当社は、利用者による本サービスの利用によって取得する情報（インベントリ情報、位置情報、操作ログ情報、本サービスのソフトウェアプログラムの動作情報等をいいます。）について、個人情報保護法に従い以下の態様で利用することがあります。

（1）当該情報を加工して統計情報（複数情報から共通要素に係る項目を抽出して同分類ごとに集計して得られる情報であり、集団の傾向や性質を数量的に把握するものをいいます。）を作成し、本サービスの運用調査の目的その他本サービス若しくはこれに関連するサービス又は当社の事業運営上必要な範囲において利用（当該事業に必要な範囲において第三者に提供することを含みます。）すること。

（2）当該情報を加工して仮名加工情報（他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないよう加工したものをいいます。）を作成し、本サービスの利用又は提供のために利用すること。

3. メーカーは、本サービスへのアクセスログについて、メーカーにおける本サービスの運用調査を目的として取得しています。メーカーは、本サービスの機能上で閲覧可能な項目を除き、利用者に対する個別のアクセスログの提供は行っておりません。ただし、利用者よりアクセスログの開示要求があった場合において、当該アクセスログが利用者による操作から発生したものであることがメーカーにて断定できる場合に限り、当該開示要求に関連する項目に限定されるよう加工した上で、当該アクセスログの一部を利用者に提供することがあります。

4. 利用者は当社に対し、本サービスの利用に伴い生じる前各項の当社による情報取得等に関して、以下の事項を表明し保証します。

（1）当社への情報提供について、個人情報保護法その他適用法令のもと、利用者が正当な権限を有していること。

（2）個人情報保護法上必要な本人からの同意を得ること等、個人情報保護法その他適用法令の定めを利用者が遵守していること。

5. 本条の規定は、本サービス利用終了後も有効に存続します。

#### 第 14 条 （反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。

（1）自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと

（2）自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと

（3）自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと

2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対

して一切の請求をすることができません。

#### 第 15 条（契約解除及び期限の利益喪失）

1. 利用者又は当社は、相手方が次の各号の一つ以上に該当したときは、相手方への催告することなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本サービスの使用許諾を一時停止することができます。

（1）本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき。

（2）監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき。

（3）差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき。

（4）破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき。

（5）その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき。

（6）第 11 条（禁止事項）又は第 14 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。

（7）重大なる過失又は背信行為があったとき。

2. 利用者が本規約若しくはメーカー規約等に違反したこと、又は利用者の責めに帰すべき事由により、メーカーから当社とメーカー間の本サービスに関する契約若しくは利用者への本サービス提供が解除、解約又は停止された場合、当社は何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。

3. 利用者又は当社が相当の期間を定めて催告した後も、相手方の契約違反状態が是正されない場合は、本契約の全部若しくは一部を解除することができます。

4. 第 1 項各号、第 2 項又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。

5. 利用者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員の返金を受けることができません。

6. 利用者が本契約又はメーカー規約等に違反したことにより、メーカー又は当社に損害が生じた場合、利用者は当社に対して（メーカーから当社への損害賠償請求分を含め）相当因果関係の範囲内にある損害を賠償するものとします。

#### 第 16 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせ、又は担保に供することができません。

#### 第 17 条（不可抗力）

天災地変、政府若しくは政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、輸送機関の事故、交通の寸断、通信回線の障害、停電、エネルギー供給若しくは統制、サイバー攻撃、取引先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部若しくは一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、各当事者はその責任を負わないものとします。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための合理的な努力をするものとします。

#### 第 18 条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、第 4 条（利用料金及び違約金等）第 2 項及び第 3 項、第 7 条（本契約終了時におけるデータの消去）、第 8 条（損害賠償）、第 9 条（免責）、第 10 条（データのバックアッ

プ)、第 12 条 (秘密保持) 第 3 項、第 13 条 (情報の取り扱い) 第 5 項、第 14 条 (反社会的勢力の排除) 第 2 項、第 15 条 (契約解除及び期限の利益喪失) 第 5 項及び第 6 項、並びに本条及び第 19 条 (合意管轄) の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

#### 第 19 条 (合意管轄)

本契約に関して万が一訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上  
スターティア株式会社

2026 年 8 月 10 日 施行